

第8号様式（第10条、第14条、第15条関係）

（防火対象物用）

八広消 第 号  
年 月 日

様

印

## 命 令 書

所在地

名 称

用 途

（消防法施行令別表第1（ ）項（ ））

構造・規模

あなたの 所有・管理・占有 する上記防火対象物は、 の規定に違反しているの、 の規定により次のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、 の規定により処罰されることがあります。

記

1 命令事項

2 命令の理由

3 履行期限 年 月 日まで

教示

（消防法第5条第1項及び第5条の2第1項の規定による命令の場合）

- この命令に不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この命令については、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（消防法第5条第1項及び第5条の2第1項以外の規定による命令の場合）

- この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります。）。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの命令があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(危険物施設用)

八広消 第 号  
年 月 日

様

印

## 命 令 書

所在地

名 称

危険物施設区分

許可年月日 年 月 日

許可番号 第 号

あなたの 所有・管理・占有 する上記危険物施設は、 の規定に違反している  
ので、 の規定により次のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、 の規定により処罰されることがあります。

### 記

- 1 命令事項
- 2 命令の理由
- 3 履行期限 年 月 日 まで

### 教示

- 1 この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります。）。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの命令があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。